

令和 年 月 日 (市記入欄)

令和 年 月 日

※記載内容を確認するために現地調査や必要書類の提出を依頼する場合があります。

家屋敷課税とは？

登米市内に住民登録はないが事務所・事業所または家屋敷がある場合、その財産のために「道路・水道・消防・衛生」など様々な住民サービスを受けていると考えられることから、住民登録がなくとも一定の要件を満たす方に住民税の均等割税額のみ負担いただく制度です。

一定の要件とは？

以下の条件すべてに当てはまる人が対象となります。

- ① 1月1日現在、登米市に住民登録がない人
- ② 登米市内に事務所・事業所または、自分（または家族）が住むことを目的とした常に居住することができる状態の住宅を持っている人

※このほかに住民登録のある市町村から住民税が課税されている人も条件となります。所得額や課税の有無については、6月中旬以降に本市から居住先の市町村へ調査を行います。

家屋敷の条件

以下の条件をもとに家屋敷課税に該当するか判断します。

- ・常に居住可能な状態であり、自己の所有であるかは問わない
- ・自己所有の条件であっても、他人に貸し付ける目的で所有している住宅又は現に他人が居住しているものは課税の対象とならない

※貸し付ける目的で所有している住宅とは、例えば、貸家、アパートのことであり、有償・無償か問いません。

事務所・事業所の条件

事務所または事業所とは、自己の所有かどうかは関係なく、事業等を行うのに必要な人的及び物的設備であり、そこで継続して事業が行われる場所のことです。

申告書の提出期限について

家屋敷課税の条件に該当する方は、この申告書を毎年3月15日までに、登米市税務課に提出していただきますようお願いいたします。

お問い合わせ

登米市総務部税務課

〒987-0511 登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1

電話番号：0220-22-2163

FAX番号：0220-22-0239